

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 343 回

1月に令和2年の日本経済についてお話をしましたが、特に米中貿易戦争の影響と消費税率UPの影響について触れさせていただきました。その後一月もたたないうちに中国を震源とする「新型肺炎」が発生し、流行しております。

そのために中国の工場の生産停止・休業が長引けば、日本へも部品が入ってこなくなり、日本の車等の生産ができなくなる恐れがあるといわれています。その場合は日本の景気後退の恐れもあると予測されます。さらには、ひょっとすると東京オリンピックの開催ができなくなる可能性も指摘されています。本当に日本もうかうかしておれませんね。

ところで、大企業が生産後退すれば、否が応でも中小企業に波及してきます。そこで提言ですが、やはりいざという場合の準備をしておくことが重要かと思えます。その筆頭が「資金の備え」です。今のうちに少し借入を増やして資金を確保しておかないと、景気が落ちてきた時の対応ができません。早めの準備をお願いします。

次はやはり「コロナウイルス」対策ですね。日本でも新型肺炎の患者に抗エイズウイルス(HIV)薬を投与した後、症状に改善傾向がみられたそうですが、あくまでも経過が良好というだけで治療薬として有効かどうかはまだ分からないとのこと。油断せず、手洗い・うがい・マスク装着・アルコール消毒等の対策は避けて通れません。

しかしこういった緊急時でも、時は刻々と過ぎていきます。「経営の基本的なところがけ」も怠ることはできませんね。「新商品の開発」「新事業への取り組み」「人材育成」「安価で良い原料の確保」「真の情報入手」といった課題はしっかり実行していきたいものです。

前田の《今人生を語る》第 248 回

めざめよ日本人 (170)

日本国民一人一人が、そしてあなたは日本の防衛、国の在り方等について話し合ったことがありますか？ヨーロッパやアメリカでは、国民の皆様が真剣に国防等について話し合っている姿を目にします。

「誰かがなんとかしてくれる」ではとてもこの国を守る事はできませんね！！

消費税は、製造・卸売・小売などの事業者が販売する商品やサービスの価格に含まれて次々と転嫁され、最終的に消費者が負担することとなっています。取引の各段階において税の転嫁が行われる際、法律違反が見受けられることが多々あり、国等も是正のための取り組みを行っています。公正取引委員会によると H25.10～R1.12 までに行われた転嫁拒否行為に対する勧告及び指導件数は計 5,933 件に上ります(※1)。転嫁拒否行為には減額、買ったたき、商品購入・役務利用・利益提供の要請、本体価格での交渉の拒否があります。そのうち、最も件数が多かったのは「買ったたき」の 5,131 件です。

買ったたきの例としては

- ・事業者が安売りセールの実施に伴う売上高の減少を防ぐため、小売業者が納入業者に対して、税率引上げ分を反映しない仕入価格を設定する行為
 - ・自社が販売する商品が軽減税率(8%)の対象品目であることを理由に、標準税率(10%)の対象商品(包装材料等)の仕入価格を消費税率引上げ前と同額にすること
 - ・消費税率引上げ前の税込み価格を引上げ後も据え置く行為
- などが挙げられますが※1の報告内では特に業務委託料や賃料などの価格の据え置きが多く見られます。

このうち賃料のケースを以下に記載します。

A社はB社から駐車場を借りており、契約書で賃料が「月額5,400円(税込み)」と決められている。消費税の増税がなされた後の賃料についてA社の社員はそれぞれ

- ①税込み価格について合意しているので、今回の消費税率引き上げは関係がない？
 - ②B社は賃料を引き上げたいと言っていないので、言ってきたら引上げればよい？
 - ③自社の利益が落ちているため、B社と話し合っ賃料を据え置いてもらうことにした。
話し合いに納得しているので、据え置いても問題はない？
- と考えている。

これらの考えはいずれも間違いであり、消費税転嫁対策特措法では特定事業者(A社)が合理的な理由なく、通常支払われるべき対価(※2)に比べて対価の額を低く定めることにより消費税の転嫁を拒むことは「買ったたき」として転嫁拒否行為にあたるとしています。

合理的な理由がある場合としては、次のような場合が該当します。

- ア 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合
- イ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合
- ウ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合

※2 今回のケースでは通常支払われるべき対価は
 $5,400 \div 1.08 \times 1.1 = 5,500$ 円

知らないうちに消費税転嫁を拒否されることがないようにご注意ください。